

重要事項説明書

及び園生活のしおり

2025年度
キッズエイド吹上保育園

キッズエイド吹上保育園 重要事項説明書（2025年度）

1 運営主体

名 称	社会福祉法人エイドセンター
所在地	埼玉県和光市白子三丁目 15 番 25 号
電話番号	048-424-8765
代表者氏名	理事長 田口 深雪

2 施設の概要

施設の名 称	キッズエイド吹上保育園
施設の所在地	和光市白子三丁目 15 番 25 号
連 絡 先	電話番号 048-423-5071 FAX 048-423-5072
管 理 者	山崎 徳子
対 象 児 童	子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により保育の必要性の認定を受けた、小学校就学前（満6歳未満）の児童
利 用 定 員	60人
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日

3 事業所の運営方針

キッズエイド吹上保育園（以下「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たって、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

4 利用定員

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
(60人)	6人	8人	8人	12人	13人	13人

5 建物の規模等

・敷地	敷地全体の面積	658.00 m ²			
	上記のうち 園庭の面積	516.44 m ² (代替場所 市場下公園)			
・園舎	構造	鉄筋コンクリート造り			
	延床面積	667.44 m ²			
・保育室等 の面積	区分	部屋数	面積	備考	
	乳児室(保副室含)	1室	22.21 m ²		
	1歳児室	1室	26.53 m ²		
	2歳児室	1室	20.46 m ²		
	保育室・遊戯室	4室	134.91 m ²		
	病児・病後児室	2室	11.54 m ²		
	学童保育室	1室	38.24 m ²		
	一時保育室	1室	16.78 m ²		
	事務室	1室	19.60 m ²		

6 職員の設置状況

(2025年1月1日現在)

職種	職員数	職員数の内訳		備考
		常勤	非常勤	
施設長	1	1	0	
保育従事者(看護師含)	14	9	5	
保育補助	4	1	3	
事務員	1	1	0	
調理員	4	2	2	

※ 当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、厚生労働省令に定めのある最低基準を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動等に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	(8:00~17:30)
保育士	勤務時間帯 (6:45~12:45) (6:45~15:45) (8:00~17:00) (8:30~17:30) (9:00~18:00) (10:30~19:30)
保育補助	勤務時間帯 (7:30~10:30) (8:00~17:30) (8:30~17:30) (10:45~19:00) (16:30~19:30)
調理員	勤務時間帯 (8:00~14:00) (8:00~17:00) (8:30~17:30) (15:30~18:30)
事務員	勤務時間帯 (8:30~17:30)

※ 各保育士の勤務日及び勤務時間帯は、勤務ローテーションにより異なります。

※ 業務の都合上、勤務時間が上記と異なる時間帯になることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は保育を行いません。

8 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

9 保育を提供する時間

(1) 開所時間

当園の開所時間は次のとおりです。

開所時間	
月曜日～金曜日	7時から19時30分まで
土曜日	7時から19時30分まで

(2) 保育を提供する時間は、保育時間の認定区分に応じて次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定に係る保育時間

- (ア) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間
- (イ) 開所時間内において18時以降に提供する保育は「延長保育」とします。
- (ウ) 満1歳になるまで延長保育は利用できません。

イ 保育短時間認定に係る保育時間

- (ア) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間
- (イ) 開所時間内において、上記(ア)の時間を超えて提供する保育は「延長保育」とします。

10 提供する保育等の内容

当園は、国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 保育標準時間及び保育短時間の保育
- (2) 延長保育
- (3) イングリッシュ、リズム活動、体操教室、書道、茶道、農業体験、味噌作り
- (4) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	夕食（軽食）
0歳児	9時頃	10時30分頃	15時頃	18時頃
1・2歳児	9時頃	11時00分頃	15時頃	18時頃
3・4・5歳児	なし	11時15分頃	15時頃	18時頃

※ 毎月の献立表は、別途お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは事前に当事業者に報告してください。（報告には、この説明書末尾の「保護者からの連絡事項」をお使いください。）

11 利用者負担額（保育料、給食費）

- (1) 特定地域型保育に係る乳児（0歳児～2歳児クラス）保育利用者負担（以下、「保育料」といいます。）

当園において乳児（0歳児～2歳児クラス）保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」（以下、「市条例」）により定める保育料を和光市にお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を和光市に支払うものとします。

(この計算で 10 円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いただきます。)

(2) 「幼児教育・保育の無償化」の実施に伴う幼児（3 歳児～5 歳児クラス）給食費利用者負担（以下、「給食費」といいます。）

幼児（3 歳児～5 歳児クラス）の給食費につきましては、別表 1に定める給食費をお支払いいただきます。(ただし、ご家庭の状況により、免除となる場合がございます。詳しくは市役所にお尋ねください。)

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の給食費を当園の規定により計算した額を当園に支払うものとします。(この計算で 10 円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いただきます。)

(3) 延長保育料

延長保育を利用したときは、別表 1に定める延長保育料を負担していただきます。(毎月のお支払いについては、別途ご案内します。)

(4) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)、(2)のほか、保育の提供に要する実費については、別表 2に定める費用を負担していただきます。(毎月のお支払いについては、別途ご案内します。)

1 2 保育料等の支払

乳児保育利用の方で和光市外の市民の方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(1) 保育料の支払

保育料は、保育を利用した月の末日までに、納付書払い又は口座振替により和光市にお支払いください。

ア 月の途中から保育の利用を開始したとき

保育の利用を開始した月の末日までにお支払いください。

イ 月の途中で保育を利用しなくなったとき

保育を利用しなくなった月の翌月の末日までにお支払いください。

(2) 保育料未納への対応について

保護者が支払うべき保育料の全部又は一部を、指定された納期までに支払わないときは、和光市が支払の督促を行い、督促してもなお支払われないときは、和光市が子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分します。

(3) 給食費、延長保育料及びその他の実費等の支払

ご利用料金については、コドモン口座振替にてお支払いください。

給食費、延長保育料については別表1をご確認ください。

その他の実費等については別表2をご確認ください。

延長保育（サンセット保育）について

月極め利用の場合

ア 利用申込書を前月5日までに事務所へご提出ください。

イ 延長保育料は前納制になっています。月極で延長保育を利用される場合のお支払いは前月のコドモン口座振替にてお支払いください。

ウ 申し込みのあった利用時間を超過した場合は、翌月に超過時間分の追加料金を徴収いたします。（スポット利用の場合参照）また、残業証明書をご提出下さい。

エ 複数月で申し込まれた場合でも、変更があった場合はお申し出ください。利用の必要がなくなった場合や、退園・転園等の場合は返金させていただきます。

スポット利用の場合

打刻によってご利用のあった月のみ翌月に延長料を徴収いたします。

金額は、0歳児、1～5歳児で異なります。

残業証明書

残業証明書は事務所前にございます。就労証明書の勤務時間の前後30分を越えて勤務を行なう（行った）場合は、残業証明書の提出をお願い致します。

その他の実費等の支払い

ご利用料金については、別表2をご確認ください。

入園して1週間以内にお申込み下さい。

1.3 利用の終了に関する事項

当園は、園児が満6歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。ただし、園児又は保護者が、次の事由に該当する場合には、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなったとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医（連携医療機関）

当園の嘱託医（連携医療機関）は、次のとおりです。

(1) 内科

医療機関の名称	和光駅前クリニック
所在地	和光市新倉1-2-65
電話番号	048-460-3466

(2) 歯科

医療機関の名称	ひかり歯科クリニック
所在地	和光市丸山台2-12-6 ロッソ・バステロ1F
電話番号	048-466-1472

15 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告

保育の提供中に、園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、**保護者は当園に緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。（報告には、この説明書末尾の保護者からの連絡事項をお使いください。）**

16 損害賠償

当園の責に帰すべき事由により、園児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合の保護者に対する損害賠償に充てるため、下記の保険に加入しています。

児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1) 賠償責任保険

施設賠償責任	保険金額	身体	1事故	100,000千円	1人	20,000千円
生産物賠償責任	保険金額	身体	1事故	100,000千円	1人	20,000千円

17 個人情報情報の取扱い

(1) 当園の守秘義務

当園は、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「市基準条例」という。）の規定及び当園が定める運営規程に従い、個人情報情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

市基準条例の定めに従い、園児に係る他制度のサービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由があるときは、事業者は保護者に対して事前に文書で個人情報使用に

関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報を用いることができるものとします。

秘密保持等：「和光市個人情報の保護に関する条例」及び関係規定に定める所により、児童及びその家庭の記録や情報の適切な管理に努めます。

情報の使用及び提供を行なう場合：児童及び保護者等の情報については、次にあげる目的において、必要最小限の範囲で使用します。

- 小学校への円滑な移行・接続を図る為、入学予定の小学校との情報共有（保育所児童保育要録の送付など）
- 他施設への転園又は兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合における施設間の連絡調整
- 医療その他関係機関に対する緊急時における情報提供
- 利用者負担の決定に関する専務
- 誕生表、制作物、靴箱などその他保育に係る氏名または写真の提示
- 日常保育の写真の販売・提示

18 苦情等に関する相談窓口

当園では、市基準条例の規定に基づき、保育サービスの提供に関する苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口担当者 主任等担当職員 ・ ご利用時間 8：30～18：00（月～金） 9：30～17：00（土） ・ 電話番号 048-423-5071 F A X 048-423-5072 <p>※担当者が不在の場合は、当園にご連絡ください。</p>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住者2名 ・ 連絡先【地域共生推進課 048-424-9121】 <p>※問い合わせがあった場合には地域共生推進課よりご連絡先をお伝えいたします。</p>

※ 当園では、上記の他、文書により苦情等をお寄せいただくためのポスト等を事業所内に設置しています。

19 非常災害時の対応

非常時の対応	<p>実際に地震・火災等災害が発生した場合は一時避難等をしますが、出来るだけ早くお迎えをお願いします。なお、非常災害時の園児引き渡しを確実にを行う為、緊急連絡カードに記入し提出して頂きます。</p> <p>（1） 地震・火災時避難場所</p> <p>避難待機 キッズエイド吹上保育園内</p> <p>第一避難場所 キッズエイド吹上保育園玄関前</p>
--------	---

	<p>第二避難場所 白子吹上コミュニティセンター (2) 水害時避難場所 避難待機 キッズエイド吹上保育園 2階 第一避難場所 白子吹上コミュニティセンター ①コドモンお知らせ斉配信・「NTT災害伝言ダイヤル」を使用し、避難状況をお知らせします。 ※確認できない場合は、<u>直接園までお迎えに来て下さい</u>。 ②避難先を移動する場合は、園及び各避難場所に移動先を知らせるメモ板を設置しておきますので、メモを確認しながら避難場所を探して来て下さい。 ③保護者への園児引き渡しについて ・移動途中でも、引取者名・続柄を確認の上、引き渡します。 ・引き渡しの際には、身分証明書（可能であれば、運転免許証、社員証、外人登録証等写真付きのもの）をご提示頂きます。 ・兄弟児をお迎えの際は下のクラスのお子さんからお引き取り下さい。</p>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は月1回以上実施します。

20 虐待の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当園は、市基準条例の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対して、いかなる場合であっても、差別的取扱や虐待は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当園は、保育の提供中に児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児（児童）を発見したときは、速やかに和光市に通告し、必要な協力を行います。

体制整備等：児童の人権の擁護及び虐待の防止の為、必要な体制及びマニュアルを整備しています。

緊急時の対応：児童に不適切な養育の投稿が認められる場合やその他必要な場合は、速やかに「児童虐待の防止等に関する法律」に従い児童相談所へ通告の他、関係機関と連携・連絡した上で対応します。

21 その他の留意事項

(1) 入園手続

ア 保護者は当園において保育を利用しようとするときは、当園が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を、当園へ提出します。

ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は保護者が負担するものとします。

エ 当園は、入園手続に必要な書類の不備及び不明な点等がある場合は、関係機関等に確認（照会）を行います。

(2) 事業所への告知

保育を実施する上で特に配慮を必要とするときは、保護者は、園児の生育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に対して事前に告知してください。

（告知には、この説明書末尾の「保護者からの連絡事項」をお使いください。）

(3) 事業所が保育を行わないとき

当園では、園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき

(4) 不正行為への対応

当園では、保護者が偽り、その他の不正な行為によって、地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

年間保育計画

< 乳 児 >

年齢	発達の特徴	養護における配慮
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・寝返り、ハイハイ、などを得て一人で立つようになり、歩行ができるようになる。 ・なん語からマンマなどの言葉が出てくる。 ・離乳食から幼児食へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりとした雰囲気の中で保育士と信頼関係を深め、健康で安定した生活を送れるようにする。 ・探索活動を通して外界に対する興味や好奇心を育てていく。 ・絵本やわらべうたなど、を使いながらやさしく語りかけていく。 ・手づかみで食べたり、一人でコップを使って個々に合わせてやさしく語りかけ食べる意欲を育てる。
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行の安定と手や指先の運動が活発になる。 ・大人との関わり合いの中で、言葉や認識が深まる。 ・お友だちに興味と関心を持つ。 ・好き嫌いが出てくるようになる。 ・スプーンを使って食べるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水や砂・土・虫・木の実など散歩を通して自然と親しみ、探索活動を広げる。 ・自分でしようとする事が多くなり、出来た事を大人に共感されながら自信がつき自立へと向かっていく ・大人や友だちとの間で、自己主張をしながら楽しく遊ぶ中でルールを知り、保育士の仲立ちで短時間友だち同士で遊べるようになる。 ・楽しい雰囲気の中で自分で食べる事を目指す。
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・歩くから走るへ、全身運動がより活発になる。 ・言葉が増え、表現が豊かになる。 ・大人との関わり合いの中で、自分でやるという事を喜ぶ。 ・友達とおしゃべりを楽しみながら落ち着いて食事をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな公園に散歩に行き、全身を使い遊びや探索活動をしていく。 ・貸して、入れて、順番など言葉で気持ちを伝えながら友だちと関わっていくようにする。 ・いろいろな遊びを提供し、友だちとの関わりを広げていく。 ・嫌いな食べ物も食べられるように声かけをしていく。

年間保育計画

< 幼児 >

年齢	発達の特徴	教育のねらい
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な言葉が少しずつわかり、したい事やしてほしい事を言葉で表す。 ・同年齢の友だちに関心を示し、遊びを共有して行くうちに、ルールを身につけ社会性が発達する。 ・食事、排泄、睡眠、衣服の着脱等基本的な習慣が身につく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の流れがわかり、うがい、手洗い、鼻かみなど自分でする。 ・友だちとの主張や食い違いなどを体験しながら相手の要求や立場が分かり、仲間関係が広がる。 ・食事のマナーを身につける。 ・身近な素材を親しみ、自由に描いたり、作ったりする。
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の要求や経験した事を表現できる。 ・当番活動を取り入れ、責任感を身につけていく。 ・友だちと親しみを深め、一緒に遊んだり、ルールのある遊びに誘ったりして楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや活動を通して友だちとの関わりを深め、楽しさを知る。 ・自分がしたいと思う事、してほしい事をはっきりと言うようになる。また相手の考えている事を理解して行動する。 ・生活の流れ、生活の仕方に自分なりの見通しが持てるようになる。 ・食べ物と体の関係に関心を持つ。友だちと一緒に楽しく食事をしたり、食事の仕方が身につく。
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールのある遊びができる。数、量、形などに関心を深める。 ・異年齢の子どもと遊ぶ楽しさを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の自立ができるようになり先の見通しを持って活動する。友だちや困っている人を助け、小さい子ども達に力を貸してあげられるようにする。 ・集団でルールのある遊びに発展させる事ができる。 ・友だちと自分の気持ちを伝え合いながら遊びを進めていけるようにする。 ・就学への気持ちが膨らみ、生活や遊びに意欲的に取り組んでいく。 ・食べ物の働きを知る事により、自分に必要な物を知る。

食事発達の目安

月年齢	区分	食事発達の目安	備考 ☆…調理形態 ★…年齢別ポイント	
5～6ヶ月	離乳食	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの様子をみながら、1日1回1さじずつ始める。 ・母乳やミルクは飲みたいだけ与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆なめらかにすりつぶした状態（ヨーグルトぐらい） ・つぶしがゆから始める。 ・すりつぶした野菜なども試してみる。 ・慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚などを試してみる。 	
7～8ヶ月		二回食	<ul style="list-style-type: none"> ・1日2回食で、食事のリズムを付けていく。 ・いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく。 ・スプーンをくわえるのが上手になる。 	☆舌でつぶせる固さ（豆腐ぐらい）
9～11ヶ月		三回食	<ul style="list-style-type: none"> ・食事のリズムを大切に、1日3回食に進めていく。 ・家族一緒に楽しい食卓体験をさせてあげましょう。 ・手に持ったものを口に運ぶようになる。 	☆歯ぐきでつぶせる固さ（バナナぐらい）
12ヶ月～1歳6ヶ月	乳児食	完了期	<ul style="list-style-type: none"> ・1日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える。 ・自分で食べる楽しみを手づかみ食べから始める。 ・スプーンやフォークを持って食べようとする。 	☆歯ぐきで噛める固さ（肉団子ぐらい）
2歳		<ul style="list-style-type: none"> ・スプーンやフォークを使って一人で食べられるようになる。 	★主食、副食、汁物が交互に食べられるように働きかけましょう。	
3歳	幼児食	<ul style="list-style-type: none"> ・箸が少しずつ使いこなせるようになる。 	★落ち着いて一定時間で食べる事を習慣づけましょう。	
4歳		<ul style="list-style-type: none"> ・箸が使えるようになる。 ・友達と食べる楽しさを知るようになる。 	★食べる時の姿勢、食器の正しい扱い方を教えましょう。	
5歳		<ul style="list-style-type: none"> ・自分で量をコントロールする事が出来る。 ・マナーが身に付く。 	★食べ物と体のつながりを知らせ、好き嫌いなく食べる事が出来る様にしましょう。	

園からのお願い

保育園では、入園児の保育に万全を期し、保護者の理解と協力を得る為に、配布物や連絡帳・掲示板にてお知らせがありますので、必ずご覧下さい。また、保護者参加の行事等もありますので、その機会には出来る限り参加をお願い致します。

尚、次の事項は必ず守って下さい。

【送迎について】

- (1) 登降園中の事故防止のため、必ず保護者かその代理人等責任ある方が送迎にあたって下さい。(社会人以上の責任能力のある方に限ります)
- (2) 欠席・遅刻・早退の場合は必ず8時30分までに連絡してください。
- (3) 活動にスムーズに入れるよう9時00分までに登園して下さい。
- (4) 都合によりご登録以外の方がおいでになる場合には、事前に保護者よりご連絡頂き、名前・写真が確認できる物をご提示して頂きます。
- (5) 門扉を常時閉鎖し、保護者や関係者のみが電子錠で開閉できるシステムを採用しています。電子錠はコドモンカードで開錠してください。安全を期すため保護者以外の方の操作、貸与はしないでください。
保護者・祖父母の方以外は、インターフォン対応とさせていただいておりますので、知らない人と一緒に入らない、開けて待つというを行わない等、ご協力をお願い致します。
- (6) 駐車場(3台)・駐輪場・ベビーカー置場完備(ベビーカー置場のみ終日利用可)
※駐車場、ベビーカー置場をご利用の際は、事前に申請が必要です。

【園からの連絡について】

- (1) 住所・勤務先・連絡先などの変更は、速やかに「変更届」を園に提出してください。
(所定の用紙は市役所保育サポート課又は園事務所にあります)
※勤務先の変更の場合は、「就労証明書」「保育認定変更書」の提出も併せて必要となります。
- (2) 緊急連絡先として連絡できる電話番号を園にお知らせください。
- (3) 緊急の際は、連絡させていただきますのでお迎えをお願い致します。
 - ① 急な疾病・けが等のあった場合
 - ② 災害やその他緊急時(「非常災害について」参照)
- (4) お知らせ一斉配信では、お子さんの体調や配布物・掲示板のお知らせ等をご連絡いたします。
ただし、熱が37.5度を超えた場合は緊急連絡カードの優先順位順に電話連絡をさせていただきます。勤務先にもご理解をいただいでください。
また、出張等で連絡先が変わる場合は、必ず分かった時点で出張先、勤務時間、緊急時すぐに迎えに来られる方を決めその情報をお知らせ頂き、必ず連絡が取れるようにしておいでください。

事務所からのお願い

(1) 緊急時お知らせ一斉配信

当園では迅速かつ確実に保護者の皆様に情報がお伝え出来るよう、状況に応じてコドモンにて緊急お知らせ一斉配信を行います。

緊急時お知らせ一斉配信目的

- (1) 大雨・台風などにより、交通機関に支障をきたす時、または警報発令時

- (2) 急な疾病、障害の時(電話での連絡を優先致します)
- (3) 災害時の状況報告、避難場所の伝達
- (4) その他、緊急連絡時(事故・事件などにお知らせ一斉配信が必要と判断した時)
- (5) 天候等理由により、行事の延期又は中止時

※お仕事中にコドモンの確認や電話対応が難しいかと思いますが、職場の方には十分ご理解頂きます様、事前のお手配をお願い致します。

緊急時お知らせ一斉配信利用方法

保育園よりコドモンにて緊急お知らせ一斉配信を受信しましたら 30分以内を目安にコドモン連絡機能にてご連絡ください。ご連絡が無い場合は再度こちらから送信又は電話連絡をさせて頂く事がございます。

(2) 保護者の皆様にご負担頂く費用について

別表 2をご確認ください。

(3) 延長保育(サンセット保育)のお申込みについて

別表 1をご確認ください。

☆延長保育は「月極め利用」と「スポット利用」の2通りから選択いただけます。

☆兄弟・姉妹の減免はありません。園児1人の料金です。

☆当日、サンセットを利用される際又は利用の必要が無くなった際はご連絡をお願いします。ご連絡の際は締め切り時間がございますので、ご注意下さい。

19時までの利用⇒17時まで、19時30分までの利用⇒15時まで園にご連絡下さい。

申し込み方法

「月極めサンセット」の申し込みは、事務所前の申請書を記入し窓口へ提出して下さい。

「スポット利用」の場合申請書は不要です。利用当日までにご連絡ください。

※詳細は P6 を参照ください。

サンセット保育申請書 (月極)

<キッズエイド吹上保育園>

年 月 日



保護者氏名

住所 〒

電話

☆当園ではお仕事をもつお母さん方を始め、皆様の子育ての応援ができればと、サンセット保育(18:00~19:30)を行っております。お仕事のご都合で”どうしても”という場合のみ、サンセットをご利用ください。

次の通りサンセット保育を申し込みます。

(月 から 月 分まで ヶ月分) ※最長でも年度末までとします

	フリガナ 児童名	性別 (○で囲む)	生年月日	クラス	利用時間
1		男・女	年 月 日		: ~ :
2		男・女	年 月 日		: ~ :
3		男・女	年 月 日		: ~ :
利用を希望する曜日(○で囲む)			火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土		
延長保育を必要とする具体的理由					
¥					

☆サンセットについて

- 1 お申込方法：ご利用月の**前月5日まで**に本申請書を事務所まで提出下さい。
- 2 お支払い方法：**コードモン口座振替**(複数月でも月毎のお支払いとなります。)
- 3 料金：下記を参照して下さい。
- 4 申し込みのあった利用時間を超過した場合は、**追加料金**を徴収します。
- 5 未納の料金がある場合は、延長保育の決定を取り消すことがあります。
- 6 複数月で申し込まれた場合でも、変更や途中退園の際は**該当月の前月末までに**早めにお申し出ください。

月額		18:01~18:30 【30分】	18:01~19:00 【1時間】	18:01~19:30 【1時間30分】
	0歳 (ひよこ)	2,100円	4,200円	6,300円
1・2歳 (りす・うさぎ)	1,800円	3,600円	5,400円	
3歳以上 (いぬ・ぼんだ・くま)	1,400円	2,800円	4,200円	
日額 (スポット利用)	0歳 (ひよこ)	200円/30分		
	1・2歳 (りす・うさぎ)	150円/30分		
	3歳以上 (いぬ・ぼんだ・くま)	150円/30分		
	夕食	200円(日額)/2000円(月額)		

☆19時30分を過ぎた場合は
0歳:200円/15分
1歳以上:150円/15分
の料金が発生いたします。

☆兄弟・姉妹の減免はありません。園児1人の料金です。

***** お願い *****

- お仕事帰りに買い物等所用を済ませてお迎えにみえるのはご遠慮ください。



(2022/4/1)

(4) 写真販売について

業者から直接購入していただきますので、申込みの際は写真代の決済等を個人で対応していただくことになります。

(5) 事務所開所時間について

事務所開所は、平日 8:30~17:30 です。これ以外の時間帯には、保育室にいる職員がご用件をお伺い致します。

(6) 意見箱の設置

当園ではより良い保育・園の運営を目指し、事務所横に意見書箱を設置しております。お気づきのこと、改善して欲しいことがございましたら、是非ご活用ください。

給食

- (1) 「保育園における給食」の果たす役割は、園児の心身の発達上重要な位置を占めています。保育園と家庭とが一体となり、正しい食習慣を身に付けていき、楽しい食事の時間を過ごせる子を育成したいと思います。



0 歳 児クラス	月齢に合わせて離乳食を実施します。 完了後は、9:00過ぎと15:00過ぎにおやつがあります。
1・2歳児クラス	11:00頃から給食。 9:00過ぎと15:00過ぎに、おやつがあります。
3・4・5歳児クラス	11:15頃から給食。 15:00過ぎにおやつがあります。
サンセット（延長）保育 （18:00~19:30）	18:01~19:00に迎えの場合は、 軽食を用意します。 19:01~19:30に迎えの場合、軽食を夕食 に変更することが出来ます。

- (2) 家庭に毎月献立表をコドモンにて配信しております。
- (3) 当日の給食はコドモンにて写真を公開しますので、ご覧下さい。

(4) 給食及びおやつの提供受付時間

朝 おやつ	午前 離乳食	給食	午後 離乳食	3時 おやつ	延長 軽食	延長 夕食
8:30			12:00		17:00	15:00
8:30までに連絡が無いと提供できない事があります。 9:00までに登園してください。			12:00までに連絡が無いと提供出来ない事があります。		軽食は17:00まで、 夕食は15:00までに 連絡をお願い致します。	



健康管理

内科健診：全園児 年2回（5月と11月）

乳児健診(0歳児)：年6回隔月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

歯科健診・歯磨き指導：全園児 年1回（6月）

※歯磨き指導も同日実施（5歳児のみ）年1回



【嘱託医】

内科医 和光駅前クリニック Tel 048-460-3466

歯科医 ひかり歯科クリニック Tel 048-466-1472

健康は元気に生き生きと生活する基本です。心や身体の未発達の子どもにとって、生活のリズムが乱れることは大変負担になりますので、家庭と保育園の生活を通して、規則正しい生活のリズムを作ってあげましょう。

早寝、早起き

- (1) 決まった時間に気持ちよく眠ることができるように、環境を整えましょう。
- (2) 大人の都合で夜更かしなどしないように、早寝早起きの習慣を付けましょう。
一日の睡眠時間(昼寝を含むおよそのめやす)

年齢	1歳未満	1～2歳	3～6歳
時間	13時間以上	12～13時間	10～12時間

登園する前に

- (1) お子さんの体温、機嫌、体の調子を確認し、9:00までにコドモンの連絡帳に入力してください。体調が悪く登園できない場合は8:30までに保育園まで電話連絡またはコドモンよりお知らせください。
- (2) 顔を洗い、歯をみがき、髪を整えましょう。
- (3) 朝食は必ずとって登園させましょう。
- (4) 朝食後は用便を済ませましょう。(毎朝トイレに行く習慣を付けましょう。)

清潔

清潔の習慣は、病気や寄生虫から身を守ります。入浴など、常に体全体の清潔を心がけ、

健康な生活をおくりましょう。

精神的なさわやかさも得られ、身も心も生き生きとします。

- (1) 朝晩は必ず歯をみがきましょう。
- (2) 遊びから帰ったら、進んでうがい、手洗いをする習慣をつけましょう。
- (3) 耳垢はとらないでいると難聴や外耳炎の原因になりますので注意しましょう。
- (4) 毎日入浴させましょう。(入浴できないときは、お湯で体を拭きましょう。)
- (5) 手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。

薄 着

- (1) 寒くなると、つい厚着をさせてしまいがちです。丈夫な子どもに育てるためには、皮膚をきたえることが大切です。薄着に慣れることによって、気温の変化を体で調節し、風邪を引きにくくなります。
- (2) 肌につける衣類は、木綿のものが優れています。

与 薬

◆キッズエイド吹上保育園での与薬

・本園では基本的には薬は預かりませんが、以下の場合に限り預かります。

1. 熱性けいれんの座薬について

⇒常に座薬を用意しておくよう医師から指示を受け、保護者より与薬依頼された場合

<預かりの条件>

- ①施設長、看護師、担当保育者と保護者との面談
- ②医師の診断書、薬カード、指示書の提出
- ③年度変わりに病院に受診し、年1回書類を提出

<座薬を預かる理由>

①けいれんは脳にダメージを与える、また発作は時として呼吸を止めてしまう事がある為、発作(けいれん)を止めることが最優先となります。

2. その他の薬(内服薬・目薬・軟膏)

⇒保育園に登園している時間帯に、どうしても与薬が必要と医師からの指示を受け、保護者からの依頼があった場合、以下の条件で保護者に代わって保育者が与薬しています。

- ①医師の指示書、薬カードの提出
- ②一日、一回分のみ預かる
- ③アトピー性皮膚炎(一日中かゆがり、傷が悪化している場合、軟膏を塗布します。)
アレルギー性結膜炎(一日中かゆがる場合、目薬を点眼します。)
- ④溶連菌感染症の薬は預かる

※上記以外の薬はお預かりしません。(保湿剤もお預かりしません。)

保護者より薬に関し、質問・相談がある場合は看護師が対応します。

体調不良の際の連絡について

保育中に異常(37.5℃以上の発熱、37.5℃以下でも全身状態の悪い時(下痢・嘔吐等)や発疹等が出ている時、怪我をした時など)があった場合は、保護者に連絡をさせていただきます。**常に連絡が取れるようにしておいて下さい。**

子どもたちの安全を最優先させ、速やかなお迎えをお願いする場合(38.0℃以上の発熱があった場合や下痢・嘔吐など)があります。

登園前に発疹や目のかゆみ等、感染性の疑いがある症状がみられた場合は、病院を受診して頂き、感染の疑いがないと確認してから登園して下さい。その際、病院で受診してから登園する場合は、保育園に8:30までにご連絡下さい。

■ 症状別 傷病時の対応

☆印…登園の際は、保護者の方に記入して頂く「登園届」が必要となります。

病院受診後、医師の許可を得てご提出の上、登園して下さい。

		No	項目	登園前		登園後		
全身	登園不可	1	発熱 38.0℃以上	登園不可	登園不可	お迎えの要請		
		2	37.5℃以上 38.0℃未満			電話連絡	状況によってはお迎え要請	
		3	37.5℃未満であるが、元気がなく食欲もない				状況伝達	
		4	発疹			発熱なし	お迎えの要請	
		5				発熱あり		
		6	下痢			3回以上又は水様便でお迎えの要請		
		7	嘔吐			症状に応じてお迎えの要請		
		8	腹痛の訴え			症状に応じて登園可		
	9	☆とびひ		ガーゼ等で保護		お迎えの際に伝達(受診依頼)		
	10	咳		頻回の場合不可				
	11	☆水イボ		受診後園に連絡			電話連絡	
目	登園可	12	目の充血・かゆみ・腫れ・めやに	伝染性でなければ受診後登園可		お迎えの要請		
耳		13	痛み	状況がひどい場合は不可		お迎えの際に伝達(受診依頼)		
		14	耳垂れ	食事ができない場合 又は熱がある場合は不可		電話連絡		
口		15	歯の痛み・口内炎	受診後園に連絡※状況により不可		電話連絡、受診の要請		
		16	のどの痛み	熱がない場合※状況により不可		電話連絡		
頭		17	☆頭ジラミ					
	18	頭痛						

下記の場合、登園の際には「登園届」又は診断書が必要です

No	項目	登園	登園不可の期間	
1	ギブスをしている	不可	固定(添え木も含む)が外れるまで	
2	捻挫		痛みがなく自分で活動ができるまで	
3	眼帯をしている		眼帯が外れるまで	
4	つき指		医師の許可が出るまで	
No	項目	登園	登園不可となる条件	登園不可の期間
5	切り傷	場合によっては不可	抜糸をしていない場合	抜糸後、医師の許可が出るまで
6	打撲		頭部、腰、背中、あばら骨の場合は、要検討	医師の許可が出るまで
7	やけど		医師の診断による ※皮膚科受診	
8	テープ処置をしている		医師の診断による	

※医師の診断により登園可能であっても、集団生活が不可能な場合は登園を自粛して頂く事がございます。

■その他

○症状に応じてお迎えの要請をする場合もございます。

○お迎えの要請があった場合は、お子さんの病状を悪化させない為にも極力2時間以内にお迎えをお願い致します。

○持病がある場合、集団生活を送る事に支障がないという医師の診断書をご提出下さい。
(定期健診・通院含む)

○てんかん・ひきつけ・熱性けいれんの既往歴がある場合、職員へお申し出下さい。

○伝染性の場合は、医師の「意見書」を頂いてから登園して下さい。

○【病後の養生には予後が大事です】

病気にかかった時に一番大切なのは病後、病気の回復に専念することです。(=養生)

「熱が下がった」となれば、早々に仕事を再開したい、すぐに保育園に行かせたいことですが、病後の養生に少し気を付けると体の修復スピードがぐんとUPします。

病気にかかったお子さまの体調回復を最優先にお考え頂きたいと思っております。

予防接種

病気はかかってから治すより、かからないように予防したいものですが、保育園など小さな子どもの集団では病気の大流行が発生する危険があります。このような病気を防ぐために、集団生活ですので、各種予防接種は必ず受けて下さい。

予防接種を受けたときは、必ず保育園にお知らせください。

また、予防接種を受けた当日の保育はお受けできません。ご了承ください。



感染症

感染症にかかったときは、集団の健康を守るためにお休みをしてください。

保育園では、感染症の流行や感染から子どもを守るため、次の表にある病気にかかった場合は速やかに病院を受診し、保育園に連絡して下さい。

表中にない感染症については、職員にご確認ください。

※「意見書」(医師記入) および登園届は保育園にあります。また、コドモン(資料室)からダウンロード出来ます。医療機関によっては有料の場合もあります。

※家庭内に感染症がでた場合は、園にお知らせください。

※学校において予防すべき感染症の種類は、学校保健施行規則に規定されており保育園においてもこれに準じています。

乳幼児がかかりやすい主な感染症

○医師の記入による「意見書」が必要となる感染症

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

感染症	感染しやすい期間（※）	登園の目安
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発生した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（みずぼうそう）	発疹出現の1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、関出願後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵袭性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

○医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

感染症	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス）	症状のある間と、症状消失後の1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1カ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
アタマジラミ症	—	出席可能（タオル・櫛・ブラシの共用は避ける）
疥癬	—	出席可能（リネン類、布団の共用等は避ける）
伝染性軟属腫（水いぼ）	—	出席可能。
伝染性膿痂疹（とびひ）	—	患部を覆っていれば出席可能。
B型肝炎	—	無症状病原体保有者は登園可能
単純ヘルペス感染症	—	出席可能
カンジタ症	—	出席可能
その他感染症	—	医師の診断に従うこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

意見書(医師記入)

保育所等施設長 様

保育所等施設長 様

入所児童氏名 _____

入所児童氏名 _____

クラス名 _____

年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いいたします。)

<input type="checkbox"/>	麻疹(はしか) ※1
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ ※2
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症 ※3
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘(水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜炎(プール熱) ※4
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症

(病名) (該当疾患に☑をお願いいたします。)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症	アタマジラミ症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎	疥癬(かいせん)
<input type="checkbox"/>	手足口病	伝染性軟属腫(水いぼ)
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑(りんご病)	伝染性膿痂疹(とびひ)
<input type="checkbox"/>	感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	B型肝炎
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ	単純ヘルペス感染症
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症	カンジタ症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹	その他の感染症
<input type="checkbox"/>	突発性発しん	(病名)

見

(機関名) _____ (年 月 日受診)
 において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
 年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日より登園いたします。

年 月 日

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※1~4については、必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

以下	ヘルペス、カンジタ症	→	治療中	・	完治
以下	水いぼ	→	治療中	・	完治
以下	アタマジラミ症	→	治療開始	月 日	治療終了

保護者名 _____

かかりつけ医の皆さまへ
 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記感染症についての意見書の記入をお願いいたします。
 保護者の皆さまへ
 上記感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

※保護者の皆さまへ
 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、裏面にある登園のめやすを参考にかかりつけ医の診断にたい、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

※こちらの意見書(医師記入)、登園届は
 コドモン(資料室)からダウンロード出来ます。(A4サイズ)

病児・病後児保育 — 休止中(2025年1月時点) —

本園の「病児保育」「病後児保育」は現在休止中です。和光市内では“やわら(諏訪ひかり保育園併設: TEL048-423-7614)”でも、「病児・病後児保育」を実施しております。ご希望の方はご利用下さい。ご利用には事前登録が必要です。

“やわら”の利用については、添付の資料でご確認ください。

【 本園における新型インフルエンザ対策ガイドライン 】

＜ガイドラインの策定にあたって＞

本園は認可児童福祉施設として、すべての園児が心身ともに安全で健康な集団保育生活を行なえることを考えます。体力的に弱く、インフルエンザに感染すると重症化しやすいといわれる幼児には、極力その感染の機会を減らすように、園は最大の努力をいたします。園職員だけではなく、保護者の皆様にも一緒に全園児を守っていただけますよう、以下の点につきご理解とご協力をお願い申し上げます。

登園自粛

＜「登園自粛」とは＞

自らの感染または他への感染拡大を防ぐために、他から強制するのではなく、園児やその家族、他園児等の様子を総合的に考え、あくまでも保護者が判断し自主的に登園を控えていただくことを言います。

決して園が健康な園児の登園を拒否するものでも、強制するものでもありません。全ての園児が平等に、そして安全で健康な集団保育を受ける権利を、お互いに守るものです。

＜登園自粛をお願いする具体的なケース＞

インフルエンザの症状がなく又は熱がさがっても、その感染力は残っています。完全に感染力がなくなる時期については明らかでなく、個人差も大きいと言われますが、まずは解熱後も他の人に感染させる可能性が十分にあるため、原則として以下の各場合に応じた期間の自粛をお願いいたします。

1、園児が新型インフルエンザを発症した場合

自粛期間：解熱した日の翌日から3日目まで、または発熱や咳（せき）・のどの痛みなどの症状が始まった日の翌日から7日目まで

※登園の際は「意見書」を園に提出

2、園児の家族（濃厚接触）が新型インフルエンザを発症した場合

自粛期間：発症した家族が外出可能な時期になるまで（その家族と同じ期間）

※厚生労働省『新型インフルエンザ対策ガイドライン』『保育所における感染対策ガイドライン』参照

全園児登園自粛要請

＜「全園児登園自粛要請」とは＞

園内感染拡大とその後に予想される休園（詳細後述）といった最悪の事態を避けるため、集団の規模を縮小することを目的に園より全家庭に向け、自粛を要請することを言います。

決して園が健康な園児の登園を拒否するものでも、強制するものでもありません。感染が職員等にも拡大し、全家庭に感染と就労への被害が拡大するのを未然に防ぐためです。

＜全園児登園自粛要請をお願いする具体的なケース＞

1、在園児の約15%以上が急速に感染発症し、欠席した場合

自粛期間の目安：2～3日間

2、職員の約15%以上が急速に感染発症、又は自粛欠勤した場合

自粛期間の目安：2～3日間

※上記のいずれの場合も、各ご家庭には緊急メールにて通知させていただきますので、ご承知おきくださいようお願いいたします。また、本期間内であってもインフルエンザの診断または疑いが判明した場合には、早急に園へのご連絡をお願いいたします。

休園

<「休園」とは>

一定期間、全園児の登園を受けず、園全体を休みとすることを言います。

<休園となるケース>

学校や幼稚園は在校生が一定数以上欠席した場合、感染対策や学習進度を調整するために学級閉鎖や休校などを行いますが、**福祉施設である本保育所施設は1人でも園を利用する園児がいた場合、原則として休園はいたしません。**ただし次の場合は緊急の措置として休園を行いません。

・職員が集団感染により、安全に保育を行なう職員数の確保が不可能の場合

※本園休園を行なう場合であっても、保護者が医療関係者・自衛官・警察官・ライフライン関係者等の場合、社会的インフラを保つために優先的に保育確保が必要になりますが、その場合の対応につきましては現在行政と調整中で、決定した段階でお知らせいたします。

保健年間予定表

月	実施内容	月	実施内容
4	身体測定・しらみ検査	10	身体測定・しらみ検査
5	身体測定 前期内科健診（全園児） 頭囲測定	11	後期内科健診（全園児） 頭囲測定 身体測定・しらみ検査
6	歯磨き指導（5歳児） 歯科健診（全園児） 身体測定・しらみ検査	12	身体測定・しらみ検査
7	乳児健診（0歳児） 身体測定・しらみ検査	1	乳児健診（0歳児） 身体測定・しらみ検査
8	身体測定・しらみ検査	2	身体測定・しらみ検査
9	乳児健診（0歳児） 身体測定・しらみ検査	3	新入園児内科健診 乳児健診（0歳児） 身体測定・しらみ検査

- ・頭ジラミ検査を毎月1回、身体測定時に行います。
- ・5月・11月の身体測定では、頭囲も測定します。
- ・歯磨き指導は5歳児以外でも、希望される方は参加可能です。

プール

夏場のどろんこ・水・プール遊びの際、伝染性軟属腫（水いぼ等）のお子様については以下の条件でプール遊びを認めています。

- （1）医師の許可がある事（和光市発行の証明書を当保育園で入手できます）
- （2）プール入水時に、水いぼのある部分を完全に覆えること。

※水着やTシャツなどで覆える場所であること

※手袋や靴下は危険なので不可

※カットバンやテープ、包帯はとれてしまう可能性があるため不可

※医師の許可があっても、受診後症状の悪化が見られたり、掻き崩して化膿している場合などは、プールに入れません。

環境衛生

環境衛生面については、特に注意を払っています。

毎 日	給食用具・食器の消毒・水質検査・園舎内外の清掃
毎 月	職員の細菌検査
年 間	専門業者による床、空調、排水管清掃



受入れ保育

下の予定は、あくまでも目安です。お子様の状況によっては、必ずしも下記の通りに進めるとは限りません。

※お子様の状態により、お迎えをお願いすることがあります。

※受入れ保育期間中は、土曜日のお預かりは出来ません。

0歳児クラス：ひよこ組

日付	保育時間	備考
1日目	9:00~10:00	・完了食→朝おやつ
2日目	9:00~11:00	・完了食→朝おやつ、10:30給食 ・1・2・3回食→10:30に離乳食・授乳
3日目	9:00~12:00	・完了食→朝おやつ、10:30給食 ・1・2・3回食→離乳食・授乳(10:30)
4日目	9:00~15:00	・完了食→お昼寝後、降園 ・お昼寝後→1・2・3回食離乳食・授乳(14:30)
5日目	9:00~16:00	・完了食→お昼寝後、おやつ ・離乳食→1・3回食(14:30)
6日目以降	通常保育 満1歳まで18:00	(申請時間による)

1歳児クラス：りす組 2歳児クラス：うさぎ組

日付	保育時間	備考
1日目	9:00~10:00	朝おやつ、主活動
2日目	9:00~11:00	朝おやつ、主活動
3日目	9:00~12:00	朝おやつ、主活動、給食
4日目	9:00~15:00	朝おやつ、主活動、給食、お昼寝
5日目	9:00~16:00	朝おやつ、主活動、給食、お昼寝、おやつ
6日目以降	通常保育	(申請時間による)



3歳児クラス：ぱんだ組
 4歳児クラス：いぬ組
 5歳児クラス：くま組

日付	保育時間	備考
1日目	9:00～11:00	主活動
2日目	9:00～13:00	主活動、給食
3日目	9:00～15:00	主活動、給食、お昼寝
4日目以降	通常保育	(申請時間による)



保育日課

0歳児クラス：ひよこ組

時間	保育内容	
	離乳期	完了期
8:30～9:00	登園、検温、視診、持ち物の整理 ※登園の際にきれいなオムツに交換し、検温をしてからお預け下さい。	
9:15	おむつ交換	おやつ、牛乳(40～50cc)
9:30	遊び、睡眠	おむつ交換
9:45		遊び
10:15	目覚め、食事準備	
10:30	離乳食(1回食、2回食、3回食) 授乳	
10:45		
11:00		手洗い、食事準備
11:15	おむつ交換、着替え	食事(11:00)
11:30	睡眠	おむつ交換、検温、着替え
11:45		睡眠
12:15		睡眠
14:00	目覚め 検温、おむつ交換、着替え	
14:30	離乳食(3回食)	
15:00	授乳(1回食、2回食)	目覚め、おむつ交換、着替え
15:15	検温、遊び、睡眠	おやつ、牛乳(40～50cc)
16:00～	おむつ交換、順次降園	おむつ交換、順次降園

1歳児クラス：りす組

2歳児クラス：うさぎ組



時 間	保 育 内 容
8:30~9:00	登園、検温※、視診、持ち物の整理 ※登園の際にきれいなオムツに交換し、検温をしてからお預け下さい。(1歳児)
9:20	おやつ、牛乳(100cc)
	排泄
9:50	戸外遊び、リズム遊び、絵本、紙芝居 読み聞かせ、散歩等その日の保育計画による
11:00	排泄、手洗い、昼食準備
11:10	給食献立による昼食、口拭き、歯磨き
12:15	午睡準備、排泄、着替え
12:30	午睡
15:00	起床、検温、排泄、着替え
15:20	おやつ
15:40	降園準備
16:00~	順次降園



3歳児クラス：ぱんだ組

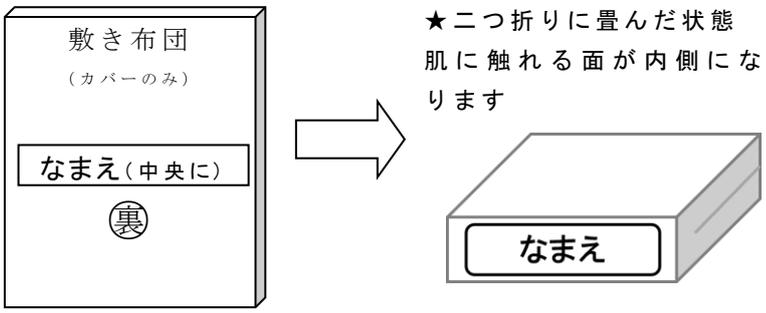
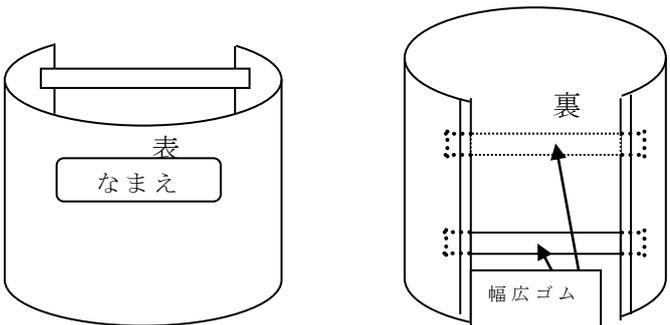
4歳児クラス：いぬ組

5歳児クラス：くま組

時 間	保 育 内 容
8:30	登園、視診、持ち物整理
9:00	自由遊び(ブロック、おままごと等) 朝の集い
9:30	戸外遊び、リズム遊び、制作、体育遊び等 その日の保育計画による
11:15~	排泄、手洗い、昼食準備 給食献立による昼食
12:30	午睡準備、排泄、着替え
13:00~	午睡(年齢により午睡時間を変更)
15:00	起床、排泄、着替え
15:15	手洗い、おやつ
15:45	降園準備、帰りの集い
16:00~	順次降園



準備物一覧 < 0、1、2歳児クラス >

品名		数量	備考	
ロッカーに常備しておく物	1	紙おむつ	10枚	
	2	パンツ (2歳児のみ)	3枚	・トイレトレーニング完了していない場合は、複数枚必要。
	3	シャツ (下着)	3枚	・ロンパース型でない物。
	4	上衣 (Tシャツ又はポロシャツなど)	3枚	・伸縮性があり、動きやすく、着脱しやすい物。 ・サイズの合った物。
	5	ズボン	3枚	・季節に合った物。 ・フードの付いてない物。 ・スカート、タイツ、スカートズボン不可。 ・チュニックのように上着丈が長い物不可。
	6	スーパーの袋	2枚	・汚れた衣類などを入れて使用する。
	7	おしり拭き	1袋	
	8	ビニール袋	1箱	・Mサイズ (25 cm × 35 cm) (目安)
お昼寝に必要な物 (※印: 週末に持ち帰り、洗った物を翌週に持ってきて下さい)	9	お昼寝用布団(敷)カバー※ 敷布団 (120 cm × 80 cm × 5 cm) は園で準備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・すっぽり入る袋状 (横あき) で、大きめのホック又はファスナーで閉じられる物。(90 cm × 130 cm) ・名前は大きく中央につける。(下図参照) <p>★敷布団にカバーをつけて使用します。</p> <p>★布団を二つ折りにした時に外側になる面の中央に大きくつけて下さい。</p> 	
	10	タオルケット	1枚	・季節に応じて使用する(目安)。 タオルケット 6月 ~ 9月
	11	綿毛布	1枚	綿毛布 10月 ~ 5月
	12	敷布団に付けるタオルカバー ※ (0歳児のみ)	1枚	<p>★通年使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスタオルで作って下さい。 ・ゴムは、敷布団に合わせて調整して下さい。 

	13	パジャマ※ (1、2歳児)	1着	★0歳児は使用しません。	
	14	パジャマ袋※	1袋	<ul style="list-style-type: none"> 横40×縦50cm(目安) 口にひもをつける。 週末にシーツを入れて持ち帰る。 	
		品名	数量	備考	
毎日持ち帰る物(※印:自宅で綺麗に洗った物を翌日持ってきてください)	16	口ふきタオル※ (タオルハンカチ又はガーゼハンカチ可)	3枚	<ul style="list-style-type: none"> 朝おやつ、給食、午後おやつ、サンセット利用者はプラス1枚。 	
	17	授乳時用ハンカチ (0歳児のみ)	3枚	<ul style="list-style-type: none"> 授乳時に使用する。口ふきタオル写真参照。 	
	18	エプロン※ 	3枚	<ul style="list-style-type: none"> 朝おやつ、給食、午後おやつ、サンセット利用者はプラス1枚。 ★ビニールタイプ、綿タイプいずれも可。後ろをマジックテープかボタンで留められるもの。背中に当たる処にひもが付いている場合はひもを切り取ってください。 	
	19	スーパーの袋 (エコバッグ可)	1枚	<ul style="list-style-type: none"> 使用済みタオルを入れる。 ★子どもが自分の物であることが分かる工夫があると助かります。 	
	20	コップ※	1個	<ul style="list-style-type: none"> 袋に入れて持ってくる。 袋:横16×縦22cm(目安) 	
園保管	21	避難靴 (0歳児は歩けるようになったら)	1足	<ul style="list-style-type: none"> 成長に合わせて、足にあったものを用意する。 ★ひも靴やブーツ状の靴は不可。 ★0歳児は歩けるようになったら使用します。 	
	22	体温計(0、1歳児のみ)	1本	<ul style="list-style-type: none"> 水銀用の体温計でない物。 	

※持ち物には必ず、わかりやすい所にフルネームで記名をお願い致します。

薄くなってきた場合は、書き直しをして下さい。

<その他(全園児共通)>

上着について: 冬季、園外に出る時に着用する上着はフードなし・子どもの動きを妨げない腰までの丈で、薄手の物を準備して下さい。(ダウンジャケットは不可)

衣服について: 気温の変化に応じて、活動しやすく清潔な衣服を着用させて下さい。

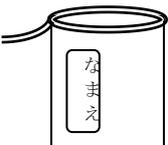
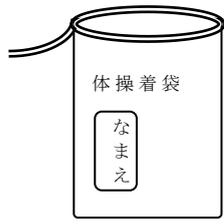
通園靴: 活動的な運動靴(ズック)を履かせて下さい。ひも靴、ハイカット、ブーツ、サンダルは使用不可です。

毎週の持ち帰り: パジャマ、敷きカバー、カラー帽子は毎週金曜日(土曜保育利用の方は土曜日)に持ち帰り、洗って月曜日にお持ち下さい。

使用不可! : アクサセリ類、飾り付きゴム、ヘアピン、カチューシャ、キーホルダーは使用しないで下さい。

準備物一覧 < 3、4、5歳児 >

品名		数量	備考	
ロッカーに常備しておくもの	1	パンツ	2, 3枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンツはきちんとゴムの入っている物。 ・ 年間通して半袖又はランニングシャツがよい。
	2	シャツ (下着)		
	3	上衣(Tシャツ又はポロシャツなど)	2, 3枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮性があり、動きやすく、着脱しやすい物。 ・ サイズのあった物。 ・ 季節に合った物。 ・ フードの付いてない物。 ・ スカート、タイツ、スカートズボン、オーバーオール、チュニックのように上着丈が長いものは不可。
	4	ズボン		
	5	スーパーの袋	2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れた衣類などを入れて使用する。
お昼寝に必要な物(※印:週末に持ち帰り、洗った物を翌週に持ってきて下さい)	6	お昼寝用布団(敷)カバー※ 敷布団 (120 cm × 80 cm × 5 cm) は園で準備します。	1枚 (夏) 1枚 (冬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ すっぽり入る袋状(横あき)で、大きめのホック又はファスナーで閉じられる物。(90 cm × 130 cm) ・ 名前は大きく中央に付ける。 <p>★敷布団にカバーをつけて使用します。</p> <p>★布団を二つ折りにした時に外側になる面の中央に大きくつけて下さい。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> 敷き布団 (カバーのみ) 名前(中央に) (裏) </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ★二つ折りに畳んだ状態 肌に触れる面が内側になります なまえ </div> </div>
	7	タオルケット		<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節に応じて使用する(目安)。 タオルケット 6月 ~ 9月 綿毛布 10月 ~ 5月
	8	綿毛布		
	9	パジャマ※		1着
10	パジャマ袋※	1袋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横40×縦50 cm(目安) ・ 口にひもをつける。 ・ 週末にシーツを入れて持ち帰る。 <div style="text-align: right;">  </div>	

	品名	数量	備考
毎日持ち帰る物(※印：自宅で綺麗に洗った物を翌日持ってきてください)	11	口ふきタオル※ (タオルハンカチ又はガーゼハンカチ可)	2枚 ・ 乾いた物を持って来る。 ・ サンセット利用者はプラス1枚。 
	12	通園用リュック	1つ ・ リュックタイプの物。 ・ 毎日保育園で使用するもの (No12、14～16)を入れて持ってくる。
	13	スーパーの袋 (エコバッグ可)	1枚 ・ 常時リュックの中に入れておく。 ・ 使用済みタオル等を入れる。
	14	コップ※	1個 ・ 袋に入れて持ってくる。 袋：横16×縦22cm(目安) 
	15	お箸セット※ (箸・スプーン・フォーク)	1セット
週に一度持ち帰る物	16	体操着	1セット ・ 週明けに持参し、週末持ち帰る。 ★入園後に申込み用紙を配布します。
	17	体操着袋	1袋 ・ 横20×縦30cm(目安)。 
園保管	18	避難靴	1足 ・ 成長に合わせて、足にあった物を用意する(ヒモやブーツ状のものは不可)。

※持ち物には必ず、わかりやすい所にフルネームで記名をお願い致します。
薄くなってきた場合は、書き直しをして下さい。

<その他(全園児共通)>

上着について：冬季、園外に出る時に着用する上着はフードなし・子どもの動きを妨げない腰までの丈で、薄手の物を準備して下さい。(ダウンジャケットは不可)

衣服について：気温の変化に応じて、活動しやすく清潔な衣服を着用させて下さい。

通園靴：活動的な運動靴(ズック)を履かせて下さい。ひも靴、ハイカット、ブーツ、サンダルは使用不可です。

毎週の持ち帰り：パジャマ、タオルケット、敷きカバー、カラー帽子は毎週金曜日(土曜保育利用の方は土曜日)に持ち帰り、洗って月曜日にお持ち下さい。

使用不可!：アクサセリー類、飾り付きゴム、ヘアピン、カチューシャ、キーホルダーは使用しないで下さい。

年間行事

月	主な行事内容
4月	入園式（※新入園児） 受入れ保育 子どもの日の集い
5月	野菜苗植え（3～5歳児） クラス懇談会（※）
6月	第1回あんぜん点検（園内）（*） 個人面談（※） 歯磨き指導（*5歳児保護者・希望保護者） 歯科検診 第1回運営協議会（*） 芋掘り
7月	たなばた集会 プール開き キッズきらきら夏祭り（※）
8月	お泊り保育（5歳児） 緊急時引き取り訓練（※）
9月	お月見会 プール納め 第2回あんぜん点検（園外）（*）
10月	キッズきらきら運動会（※） 第2回運営協議会（*） 消防署立ち会い訓練
11月	遠足（0～5歳児） 個人面談（※） お味噌の蔵出し（5歳児）
12月	クリスマス会 年末休園
1月	年始休園 七草粥 鏡開き 第3回あんぜん点検（園内）（*）
2月	まめまき集会 味噌作り（4歳児）キッズきらきら発表会（※） 第3回運営協議会（*）
3月	ひな祭り集会 クラス懇談会（※） お別れ遠足（5歳児） お別れ会 卒園式（※5歳児）

（※）保護者全員参加行事 （*）保護者任意参加行事

【その他】

誕生日会	各クラスで行います。
避難訓練	毎月1回行います。
リズム活動	毎月3回（1～5歳児）
体操教室	毎月2回（3～5歳児）
イングリッシュ	毎月3回（2～5歳児）※日程・対象園児の変更の可能性があります
書道	1月頃より毎月3回程度（5歳児）
茶道	1月頃より毎月3回程度（5歳児）
キッズ体験	事前指導を講習後、保育体験を行ないます。（通年）
ミニクッキング	年6回程度（3～5歳児）



非常災害

保育園では、避難訓練計画に基づき毎月1回避難訓練を行います。
実際に地震・火災等災害が発生した場合は一時避難等をしますが、できるだけ早くお迎えをお願いします。なお非常災害時の園児引渡しを確実にを行うため緊急連絡カードに記入し提出していただきます。

- (1) 避難場所…避難待機 キッズエイド吹上保育園内
第一避難場所 キッズエイド吹上保育園玄関前
第二避難場所 白子吹上コミュニティーセンター



- (2) 災害発生時の保護者への連絡方法の確認 (緊急一斉配信・災害伝言ダイヤル)
- ① 緊急一斉メール・「NTT災害伝言ダイヤル」を使用して、避難状況をお知らせします。
※ 確認できない場合は、直接園までお迎えに来て下さい。
 - ② 園、及び各避難場所に移動場所を知らせるメモ板を配置致しますので、各自避難先を確認し、お迎えに来て下さい。

「NTT災害伝言ダイヤル」の利用方法> (伝言再生)

- ① 171をダイヤル
- ② アナウンスに従い、再生の「2」をダイヤル
- ③ アナウンスに従い、保育園電話番号「048-423-5071」をダイヤル
- ④ 伝言ダイヤルセンターに接続され、伝言が再生される
(プッシュ式電話機の場合は「1#」をプッシュ)

※携帯電話・PHSからも利用できます。



(4) 保護者への園児引き渡し

- ・移動途中でも、引き取り者名・続柄を確認の上、引き渡し致します。
- ・引き渡しの際には、身分証明書（可能であれば、運転免許証、社員証、学生証、外国人登録証など写真つきのもの）をご呈示頂きます。
- ・兄弟児をお迎えの際は下のクラスのお子さんからお引き取り下さい。

(5) 避難訓練計画(黒太字:保護者参加内容)

時期	訓練の種類	保護者参加内容
4月	地震・火災の話	
5月	地震	
6月	火災(厨房)	
7月	地震 (合同保育時)	
8月	大規模地震 緊急時引取り訓練	災害時緊急お知らせ一斉配信受信・ 返信 伝言ダイヤル確認 園児引き渡し(引き渡し時の身元確認)
9月	台風/ゲリラ豪雨 停電	
10月	地震後の火災 消防署立会訓練	
11月	火災 (隣マンション)	
12月	地震 (延長保育時)	
1月	火災(事務所)	
2月	地震後の火災・ 停電(厨房)	
3月	地震	

***** 早急にお迎えを！ *****

- 災害が発生した場合および警戒宣言が発せられた場合は早急にお迎えにきてください。
緊急連絡先に変更があった場合は速やかにご連絡ください。

***** 園児引渡しは！ *****

- 園児は直接保護者に引き渡すことを原則とします。
- 保護者が引取りにこられない場合には、あらかじめ届出のある代理人がお引き取りください。
- 必ずクラス担任との確認を済ませてからお引取りください。職員に無断で園児を連れて帰ることのないようにして下さい。

***** 園児を引渡すところ！ *****

- 可能な限り保育園で行います。
- 防災機関からの避難命令により、または、園が被害を受けたために、保育園から避難した場合は、第二避難場所か第三避難場所（広域避難場所：白子小学校）で行います。
- 避難誘導中は原則として、子どもの引渡しはしません。ただし、保護者に事情のある場合は、誘導責任者に申し出てください。

本園及び市役所連絡先

キッズエイド吹上保育園

〒351-0101

埼玉県和光市白子三丁目15番25号

Tel : 048-423-5071

Fax : 048-423-5072

fukiage@swc-aid.or.jp

和光市役所

〒351-0192

埼玉県和光市広沢1-5

Tel : 048-464-1111